

米子工業高等専門学校  
いじめ防止に向けての指導について

米子高専いじめ対策委員会

Ver. 4

令和 5 年 12 月

## 目次

<b>I</b>	<b>米子工業高等専門学校いじめ防止基本計画</b>	<b>1</b>
I-1	基本方針	
I-2	組織の設置	
I-3	教職員の責務	
I-4	いじめ防止並びにいじめの早期発見に関する委員会の所掌事項	
I-5	いじめ発生時における委員会の所掌事項	
I-6	重大事案への対処	
I-7	情報発信等に関する委員会の所掌事項	
I-8	いじめ防止プログラムの策定	
I-9	いじめ早期発見・事案対処マニュアルの策定	
I-10	チェックリストの共有	
<b>II</b>	<b>米子工業高等専門学校いじめ防止プログラム</b>	<b>7</b>
II-1	基本方針	
II-2	具体的対応策	
<b>III</b>	<b>米子工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル</b>	<b>10</b>
III-1	いじめ早期発見マニュアル	
III-2	いじめ対処マニュアル	
付表1	いじめ防止等に関するPDCAサイクル	13
付表2	いじめ早期発見・事案対処フロー	14

### 校長裁定

制定 令和2年7月8日

改正 令和2年11月4日

改正 令和5年2月13日

改正 令和5年12月6日

## I 米子工業高等専門学校いじめ防止等基本計画

米子工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定。最終改定平成29年3月14日。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（平成26年3月27日理事長裁定。最終改定令和2年4月30日。以下「ポリシー」という。）に則り、いじめが、いじめを受けた学生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであると認識し、本校における全ての学生の尊厳が保持され安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため「米子工業高等専門学校いじめ防止等基本計画」（以下「基本計画」という。）を定める。

### I-1. 基本方針

#### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、学生に対して、当該学生と一定の人的関係にある他の学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。その際、個々の行為が「いじめ」に該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた学生の立場に立ち、学生の感じる被害性に着目して判断することに留意する。

#### （2）基本的姿勢

- ① 学生は、いじめを行ってはならない。学校は、年間を通じていじめの防止等の対策を適切に実行することにより、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気醸成するよう努める。
- ② いじめは全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、本校の内外を問わず、いじめが行われないようにすることを旨とする。特に、本校の管理下で多くの学生が集団生活を行う場である寮においてもいじめが行われないようにすることも旨とする。
- ③ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することを最優先事項であることを認識しつつ、いじめを受けた学生に寄り添った対策が講ぜられるよう留意し、機構、学校、学生の保護者、地域住民、関係教育機

関、家庭児童相談室、児童相談所、法務局その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの問題を克服することを目指す。

④ 校長は、学校のいじめ防止等の対策について負う重要な責任を自覚するとともに、学生の生命又は心身の保護及びその教育を受ける権利の保障に万全を期す。

#### 1-2. 組織の設置

(1) 基本方針を実現するために、いじめの防止及び事案対処等を実施するための中核組織として米子高専いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、校長、教務主事、学生主事、寮務主事、学生相談室長、学生課長、学生主事補、スクールソーシャルワーカーを委員とする。また、他に必要に応じて専攻科長、寮務主事補、担任、看護師等の関係する者を委員とする。

(2) 校長は、委員会がその役割・機能を果たすよう二か月に一度を目安に開催するとともに、開催したときは議事録を作成させる。

#### 1-3. 教職員の責務

(1) 平素より、いじめ防止等の対策が重要な任務であるとの認識の下に、いじめに関連するシグナルを見逃さないよう努める。特に担任、寮関係者は、学業成績や学校生活全般にわたる学生の変化に注視し、関係者間での情報共有に努める。

(2) 教職員はいじめの兆候や懸念及び学生からの訴えを把握した場合、抱え込まずに速やかに委員会に報告・相談するとともに、学内における組織的な対応に協力して取り組む。

(3) 教職員は、いじめを受けた学生を守り通す責務を有する。

#### 1-4. いじめの防止並びにいじめの早期発見に関する委員会の所掌事項

(1) 委員会は、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に盛り込んだ実施計画（以下、「いじめ防止プログラム」という。）を策定し、全ての教職員に共有されることを図り、その実施を通じて、いじめ行為の未然防止のための取り組みの中核機関としての役割を果たす。

(2) 学校におけるいじめを早期に発見するため、委員会は本校に在籍する学生に対するアンケートによる定期的な調査その他の必要な取り組みを計画的に行う。

(3) 委員会は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、寮生に対する支援など、各担当部署が実施するいじめの防止や早期発見のための取り組みを監督・指示する。

(4) 委員会は、前項までの取り組みを含め、いじめの早期発見及び事案対処の対策に関する要件・手続等を定めた早期発見・事案対処マニュアル（以下、「マニュアル」という。）を策定し、全ての教職員の共有を図り、その取り組みの状況等を学生及び学生の保護者に周知する。

(5) 委員会は、インターネット等によるいじめが深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、情報教育センター長と連携し、学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための啓発活動を行う。

(6) 委員会は、本校教職員に対し、いじめ防止等のための対策並びに、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

#### I-5. いじめ発生時における委員会の所掌事項

(1) 委員会は、いじめ発生の報告を受けた場合は関係部署に当該学生に係るいじめの事実を調査させ、いじめがあったと判断したときは、校長はその結果を当日中（諸事情により当日中に報告できない場合は翌日まで）に機構に報告する。ただし、重大事態に至らないいじめについては、四半期ごとに報告するものとする。

(2) 委員会は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、委員会の複数の教職員によって、専門的な知識を有する者の協力を得ながら、いじめを受けた学生又はその保護者に対する支援及びいじめを行った学生に対する指導等又はその保護者に対する助言等を継続的に行う。

(3) 委員会は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有することに努める。

(4) 委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処し、本校に在籍する学生の生命、心身又は

財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(5) 本校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると校長が認める場合は、委員会は本校懲戒規定に基づき、当該学生に対する懲戒について審議し保護者と連携して必要な指導を行う。

(6) いじめの解消は、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、かつ、いじめを受けた学生が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断されるものである。ただし、その場合にあっても、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、事案が再発することのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行うことに努める。

#### 1-6. 重大事態への対処

(1) いじめにより本校学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、並びにいじめにより本校学生が30日以上学校欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるとき、当該事態を重大事態として対処する。

(2) 委員会は発生したいじめが、重大事態の疑いがあると判断したときは、適切な方法により調査を開始し、機構と対処方針を共有し連携を図りながら迅速に対応する。

(3) 重大事態に対処し、並びに当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、校長は速やかに危機管理体制点検・整備委員会（以下「危機管理委員会」という。）を設け、被害学生の尊厳の保持及び回復（その保護者に対して適切な説明責任を果たすことを含む。）を図るとともに、必要に応じて学外への対応を協議する。

(4) 被害学生及びその保護者に対し、(2)で行う調査の組織の編成基準及び調査方針等について適切な理解を得られるよう説明を行うとともに、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(5) 委員会は、当該重大事態と同種の事態の発生を防止するための提言を行うことを目的とする調査（以下「重大事態調査」という。）を行う。重大事態調査を行う場合においては、あらかじめ機構の承認を得るものとする。

(6) 委員会は、学生が欠席を余儀なくされている重大事態にあつては、被害学生及びその保護者の意向を十分に踏まえ、いじめの停止及び再発防止に関する対策を速やかに策定するとともに、当該学生の状況に応じた教育の確保のために必要な措置を講じる。

#### 1-7. 情報発信等に関する委員会の所掌事項

(1) 委員会は、基本計画を学生及び学生の保護者への周知とともに、ホームページ等により公表する。

(2) 委員会は、いじめ防止プログラムの取り組みの状況等を学生及び学生の保護者に周知し、ホームページ等により公表する。

(3) 委員会は、I-4(2)に基づいて実施するアンケートの評価及び、付表1「いじめ防止等の全体の流れ(PDCA サイクル)」の観点から、基本計画に定める対策が、いじめ防止・早期発見・対処・検証の4つのフェーズにおいて、成果を生じているかについて検討し、その結果をインターネットにより公表する。

(4) 委員会は、いじめの防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないように、機構規則第107号に基づき、適切に取り扱うものとし、そのために必要な措置を講じる。

#### 1-8. いじめ防止プログラムの策定

委員会は、I-4(1)にあるいじめ防止プログラムを基本計画と別に策定し、プログラムの内容について、全ての教職員の共有を図り、学校全体を挙げた未然防止の組織的取り組みの中核機関としての役割を果たすとともに、その取り組みの状況等を学生及び学生の保護者に周知しなければならない。

#### 1-9. いじめ早期発見・事案対処マニュアルの策定

委員会は、I-4(4)にあるマニュアルを基本計画と別に策定し、いじめを早期に発見し、被害学生には適切な支援を行うとともに、加害学生には適切な指導等を行うための指針とする。その取り組みの状況等を学生及び学生の保護者に周知することとする。

#### 1-10. チェックリストの共有

委員会はいじめの未然防止、早期発見、及び事案対処の行動計画の理解を教職員へ徹底させるためのチェックリストを策定し、次に定める。

## いじめの未然防止，早期発見，及び事案対処チェックリスト

### 【基本姿勢】

1-1 いじめの定義を理解している。

1-2 学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめは絶対に許してはいけないことを理解している。

1-3 教職員は、いじめを受けた学生を守り通す責務を有し、またいじめを認識・発見し、あるいは相談を受けた場合には、速やかに委員会に報告しなければならないことを認識している。

### 【組織・計画等】

2-1 米子高専いじめ対策委員会が、いじめの防止及び事案対処等を実施するための中核組織であることを認識している。

2-2 いじめの防止及び事案対処等は、いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアルに則って実施されることを認識している。

### 【いじめ防止】

3-1 教職員は、いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等を行い、積極的にいじめ防止指導に努めなければならないことを認識している。

3-2 インターネット等の電子メディアを通じて行われるいじめに対しては、十分注意しなければならないことを認識している。

3-3 特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対しては、十分注意しなければならないことを認識している。

3-4 いじめ防止週間が設定されており、いじめ防止等の教職員向け校内研修が実施されることを認識している。

3-5 学校の様々な場面で、いじめ防止のための機会を設けることを認識している。

### 【早期発見・対処】

4-1 年間4回のいじめの実態調査を行い、その内2回は担任による面談時によって、2回はアンケート調査によって行うことを認識している。

4-2 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに委員会に報告しなければならないことを認識している。

4-3 教職員は、保護者及び外部関係機関と連携して、いじめの防止及び早期発見に取り組まなければならないことを認識している。



## Ⅱ 米子工業高等専門学校いじめ防止プログラム

米子工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて設置される米子高専いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）は、「米子工業高等専門学校いじめ防止プログラム」（以下「プログラム」という。）を策定し、いじめが学生の生命・尊厳及び教育を受ける権利を著しく侵害し、かつ、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えうるという認識の下、学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じていじめの防止に資する取り組みをプログラムに沿って体系的・計画的に実施するものとする。

### Ⅱ－１ 基本方針

学生の心の育成及びいじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りのために、いじめ防止に向けた取り組みを、委員会がプログラムに沿って計画的に実施する。

（１）教職員全員は、いじめ防止は人権を守る取り組みであることを認識し、高い人権意識をもって学生指導にあたる。

（２）教職員は、目の届かないところでいじめが行われる可能性があることを認識し、いじめ防止に視点をあてた学校運営、クラス運営、寮運営等を行うとの考え方を共有し、積極的にいじめ防止指導に努める。

（３）教職員は、学内生活全般については学生部と、寮生活においては寮務部と連携しながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。

（４）インターネット等によるいじめは、外部から見えにくく匿名性が高いなどの性質を有し、インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、またいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすことを踏まえ、本校は学生に情報モラルを身に付けさせる指導を行い、インターネット等によるいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるための啓発活動を行う。

（５）特性を有したり配慮を要したりする学生へのいじめに対する対策の充実を図る。

（６）「いじめ防止週間」を設定するとともに、いじめ防止等の教職員、学生向けの学内研修を企画し、実施する。

(7) 学生自らが、いじめの問題に気づき、考え、防止に向けて行動を起こすことができるような主体的な取り組みを推進する。

(8) 関係教育機関と密接な連携を確保するとともに、家庭や後援会組織、地域、関係団体と積極的に情報共有を行い、地域社会や家庭が協働する体制の充実を図る。

(9) 学生相談室等の相談窓口の利用などを広く周知する。

## Ⅱ－２．具体的対応策

(1) いじめの形態や特質、いじめの原因や背景等について、年1回以上の校内研修を行い、教職員全体の共通理解をもとに「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。

(2) いじめ防止には、クラス運営や学生指導等についての情報交換を行う機会が重要であることに鑑み、各学年の担任間の連携に努める。また寮においては寮務部会において、寮生間のいじめに関しての情報交換を行い、寮務委員会において学年会との情報交換に努める。

(3) クラスにおいては担任からLHR等の機会に、寮においては寮務主事もしくは学年担当主事補から寮生集会等の機会に、課外活動においては指導教員からミーティング等の機会に、いじめ防止のための機会を設け指導に努める。

(4) インターネット上に本校に関係する不適切な書き込みが発見された場合は、速やかに削除の措置をとる。インターネット等で暴言等が行われた場合は、人権侵害・いじめ行為にあたることを、LHR等を利用して指導する。

インターネットを通じていじめを受けた学生又はその保護者が、当該いじめに係る情報の削除を求め又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めることができることを、委員会は当該学生及び保護者に説明しなければならない。

(5) 相互に人権を尊重しあうことが肝要であることを、学校運営全般にわたって啓発することに努める。

(6) 年間4回のいじめの実態調査を行う。その内2回は担任による面談時に行い、2回はいじめ防止週間内にアンケート調査によって行い、学生の意識高揚を図る。

(7) ホームルームや講演会、課外活動や寮生活、社会体験やボランティア活動等を通じて、他人の気持ちを理解しお互いの人格を尊重した上で、自分の行動が相手や周囲の学生に与える影響を判断して行動できる力を養うことに努める。また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会等を積極的に設ける。

(8) 保護者懇談会、後援会総会、後援会支部会や地域の会合を通じて、家庭や地域住民に対し基本計画についての理解を得た上で協力関係を築くとともに、警察、少年育成センター等の福祉機関、高等学校指導部連盟等の関係機関との連携を図りながらいじめの問題に対応する体制を整える。

(9) いじめ防止週間内において学生相談室から、学生への一斉メールを配信する。

### Ⅲ 米子工業高等専門学校いじめ早期発見・事案対処マニュアル

米子高専いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）は、米子工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（以下「基本計画」という。）に則り、学校におけるいじめを早期に発見するため、また事案対処の対策に関する要件・手続等について、全ての教職員の共有を図り、滞ることなく実施されることを期して、いじめ早期発見・事案対処マニュアル（以下「マニュアル」という。）を策定する。

#### Ⅲ－１．いじめ早期発見マニュアル

いじめの早期発見のためには、学校がいじめを受けた学生を徹底して守り通し、委員会は事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると学生から認識されることが肝要であり、そのための取り組みを講じる。

- ① 学校は、学校におけるいじめを早期に発見するため、いじめの実態調査をⅡ－２（６）に基づいて実施する。
- ② 教職員は、基本計画に則り、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに委員会に報告しなければならない。委員会は組織的にいじめの事実の有無の確認を行うとともに、校長はその結果を機構に報告する。
- ③ 委員会は、各学生の出身中学校等との情報連携、入学前後の相談機会の充実、入寮者に対する支援など、各担当部署が実施するいじめの防止や早期発見のための取り組みを監督・指示する。
- ④ 教職員は、普段から学生と話し易い関係を構築し、見守る姿勢を保つ。そして学生の変化に敏感であるとともに、変化を感じた際は、適時に声かけなどを行い、学生相談室等の関係者と情報共有を行う。

#### Ⅲ－２．いじめ事案対処マニュアル

##### （１）初期対応

委員会は、いじめの発生が疑われる事案が発生した場合、迅速に以下の内容について対処する。

- ① 委員会は、関係部署に「日時」「場所」「相手の学生名」「加害学生から受けた行為」「その行為に対する感情」を中心に、いじめの事実を調査させる。調査した内容は、学生課長が集約する。

② 委員会は、加害学生に被害学生からの訴え（受けた行為・それに対する感情）を説明し、関係部署に事実関係を確認させる。調査した内容は、学生課長が集約する。

③ 委員会において、①と②の調査結果を照合し、いじめがあったことが確認された場合、校長はその判断結果を機構に報告する。

④ 委員会は、被害学生が安心して学校生活を過ごせるよう、科目担当教員や課外活動指導教員、寮務主事補等と連携して見守りを行う。また、必要に応じて適切な学習支援を行う。被害学生のストレス等については、学生相談室相談員やスクールソーシャルワーカー、カウンセラーとの面談等により軽減を図り、継続的にメンタルケアを行う。

⑤ 加害学生については、当該学生の行為によって被害学生が心身の苦痛を感じているということを理解させ、いじめ行為を止めさせ、反省を促す。また、その再発を防止するため、委員会の教職員、及びその他適当な教職員によって、専門的な知識を有する者の協力を得ながら、加害学生及びその保護者に対する助言等を継続的に行う。

特に行為の重大性が高い場合は、委員会において長期的な指導計画を策定し、組織・継続的に指導を行う。被害学生や他の学生の安心安全な学習環境保持のため、加害学生の別室での授業参加などの措置を講じる。

⑥ 委員会は、いじめを受けた学生及びその保護者に対しいじめの事案の事実関係その他の必要な情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた学生の保護者といじめを行った学生の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有することに努める。

⑦ 委員会は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処し、本校に在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑧ 本校に在籍する学生がいじめを行っている場合であって教育上必要があると校長が認める場合は、委員会は本校懲戒規定に基づき、当該学生に対する懲戒について審議し保護者と連携して必要な指導を行う。

⑨ 委員会は、I—6（1）に照らして重大事態の疑いがあると判断したときは、危機管理委員会において当該事案に関する情報を共有するとともに、随時その状況を機構に報告し、対処方針について機構と連携を図りながら迅速に対応する。危機管理委員会は、さらに深い調査が必要と判断した場合は、委員会に再調査を命ずる。

## （2）いじめ解消の確認

① いじめが解消されたか否かの判断は、委員会において以下の2つの条件が満たされていることを確認し、被害学生の状態も踏まえて校長が判断する。

### ア）いじめに係る行為の解消

被害学生に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が3か月以上の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する場合がある。

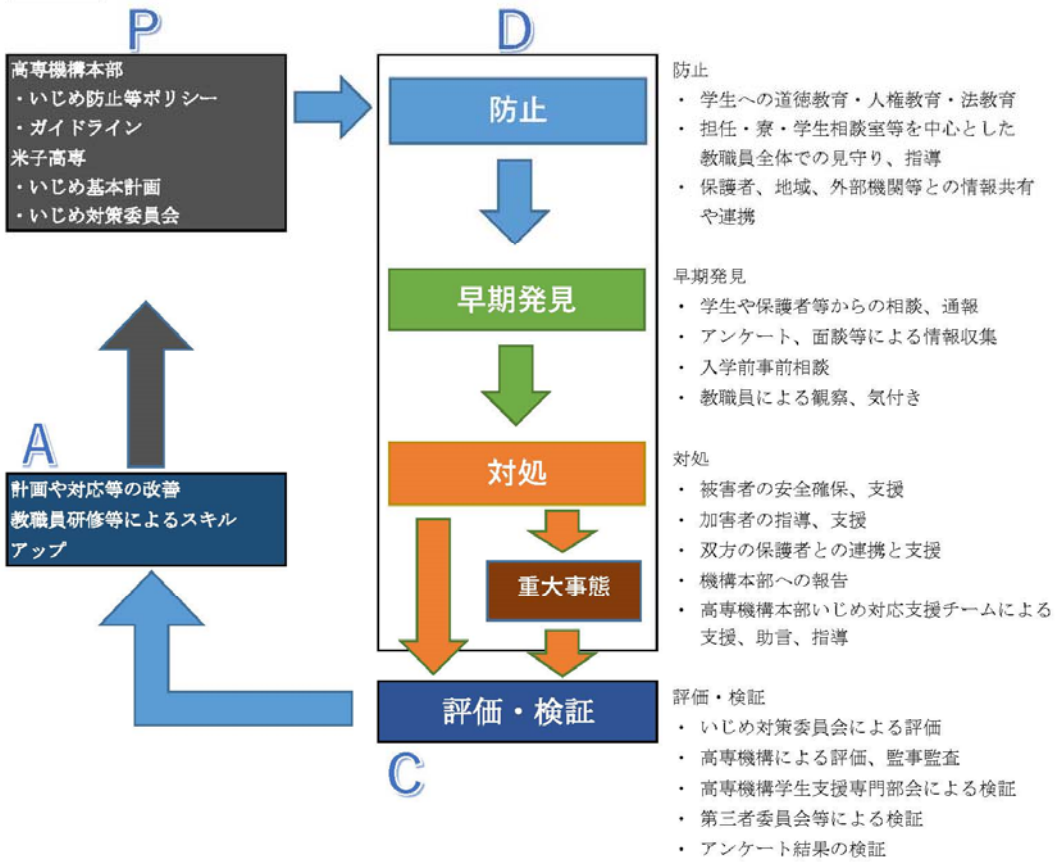
### イ）被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害学生がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかをカウンセラーによる面談により確認する。

ただし、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、いじめを受けた学生及びいじめを行った学生を継続的に観察し、必要な支援及び指導を行うことに努める。

付表1

いじめ防止等の全体の流れ（PDCAサイクル）



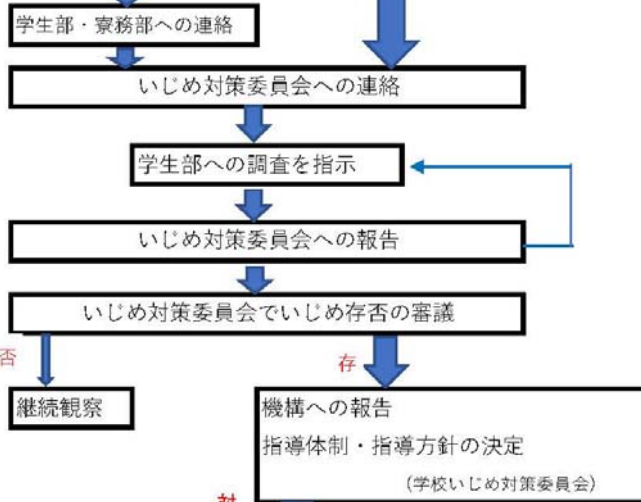
付表2

いじめ早期発見・事案対処フロー

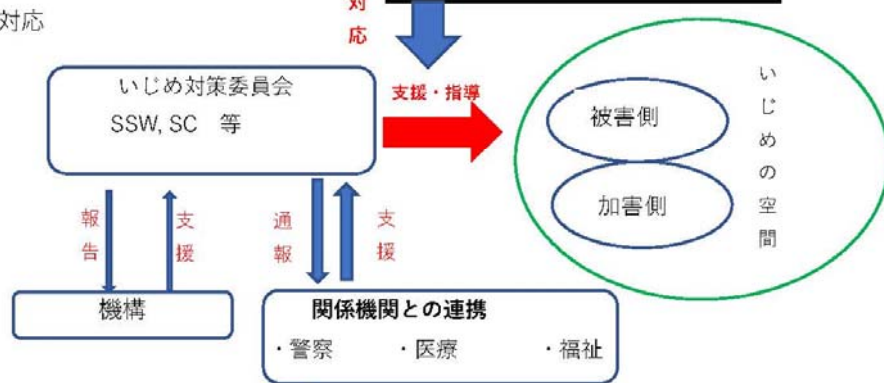
1.いじめの発見



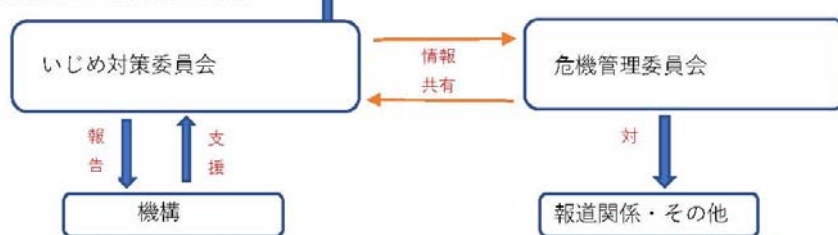
2.情報収集・調査



3.組織的対応



4.重大事態発生と判断した場合



5.いじめの解消

